

平成30年8月8日招集

# 第6回若桜町議会臨時会会議録

(平成30年 8月 8日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長		下石裕美	
書記		伊賀忍	
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第58号	平成30年度若桜町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
2	議案第59号	平成30年度若桜町簡易水道特別会計補正予算(第3号)	原案可決
3	議案第60号	工事請負契約の締結について	原案可決
4	議案第61号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

平成30年第6回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	平成30年8月8日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	7番	山本 晴隆
	2番	君野 弘明	9番	前住 孝行
	3番	青木 一憲	10番	川上 守
	4番	山根 政彦		
	5番	山本 安雄		
欠席議員	8番	中尾 理明	6番	小林 誠
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木 明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	谷口 国彦
	包括支援センター 所長	寺西 満	ふるさと創生課長	谷本 剛
	保健センター所長	山根 葉子	教 育 長	新川 哲也
	会 計 管 理 者	上川 恭子	教育委員会次長	山口 由企夫
	税 務 課 長	前田 弥生	農林建設課参事	岩本 孝美

## 会議の顛末

本会議（8月8日）

### 議長（川上守）

おはようございます。ただ今の出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第6回若桜町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 君野 弘明議員、3番 青木 一憲議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

#### 日程第3

議案第58号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第4号）について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

7月上旬の西日本豪雨後より猛暑が続き、7月末の段階で、鳥取県内の熱中症搬送者数が約400人、死者も2人出るなど、熱中症患者が例年の1.5倍を超えるペースで推移しております。さらに、搬送者数の半数以上が高齢者ということであり、高齢化率の高い

本町としましては、十分注意喚起して行く事が大切であり、併せて議員の皆様にもお体をご自愛いただければと考えているところでございます。

さて、本日ここに、平成30年第6回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、平成30年度一般会計補正予算及び諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

国政におきましては、参議院の「1票の格差」是正を巡り、7月18日に、参議院議員の定数を「6」増やす改正公選法が可決されました。しかしながら、合区選挙区はそのまま維持され、「特例枠」なるものが設けられはしたものの、「県代表」の選出が制度上、担保されるとは限らず、我々、地方の声は無視されていると言っても過言ではない状況でございます。

そのような中、いよいよ総裁選が9月20日に行われる事になり、8月3日には、石破代議士を囲む会が鳥取市で開催されるなど、鳥取県選出の石破茂代議士が、立候補を表明されることが色濃くなって参りました。

初代の地方創生担当大臣でもあり、地方の重要性を誰よりも理解され、鳥取県のためにご尽力いただいている石破代議士を応援して参りたいと考えております。

県政におきましては、JR及び鳥取県と島根県が合同で行っている山陰デスティネーションキャンペーンが、西日本豪雨災害やその風評被害もあり、客足が止まり、宿泊施設を抱える温泉街ではキャンセルが相次ぐなど、深刻な影響をもたらしております。

本町におきましても、応分の負担を行っている事業でございますので、その対応については、注視しながら、取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第58号 平成30年度若桜町一般会

計補正予算について、でございますが、この度は、災害に関する予算をお願いするものがあります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9,733万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億2,429万8千円とするものでございます。

また、第2条の地方債の変更は、第2表「地方債補正」のとおりでございます。

それでは、はじめに、歳入の概要につきましてご説明いたします。分担金補助及び交付金では、災害復旧事業の地元負担金として、59万1千円を追加いたしました。

国庫支出金では、道路橋梁災害復旧事業補助金として1,610万6千円を追加いたしました。県支出金では、農林水産業費県補助金、土木費県補助金、災害復旧費県補助金をそれぞれ追加し、総額5,752万1千円を追加いたしました。

寄附金では、この度の災害の寄附金として、10万円を追加いたしました。

繰越金では、前年度繰越金として7,795万5千円を追加いたしました。諸収入では、自動車共済金、災害見舞金、総合賠償補償保険金をそれぞれ追加し、総額106万6千円を追加いたしました。町債では、災害復旧事業債、防災対策事業債をそれぞれ追加し、総額1億4,400万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

総務費では、公用車の修繕費用として、55万2千円増額しております。衛生費では、簡易水道会計への操出金として、28万7千円増額しております。

農林水産業費では、災害復旧に係る原材料費115万4千円、作業道の災害復旧補助金200万円を追加するなど、その他の補正を合わせまして、総額345万4千円増額しております。商工費では、高原の宿氷太くんの裏側法面に亀裂ができましたので、復旧するための測量及び地質調査費用として1,05

3万3千円増額しております。

土木費では、土砂撤去及び土砂処分費用として1,015万1千円、災害復旧のための委託料と工事請負費として2,958万3千円、賠償金として45万5千円を追加し、総額4,018万9千円増額しております。

消防費では、避難所開設等にとまなう職員の時間外勤務手当464万円、避難所防災備蓄品の整備156万7千円など、その他の補正を合わせまして、総額634万5千円増額しております。

教育費では、民俗資料館の土砂撤去費用に68万7千円増額しております。

災害復旧費では、農地、農業用施設、林業用施設、町道などの災害復旧に要する経費をそれぞれ追加し、総額2億3,529万2千円増額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

## 日程第4

議案第59号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

## 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算について、でございますが、こちらにつきましても、災害に関する予算をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ148万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9万円とするものでございます。

また、第2条の地方債の変更は、第2表「地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。繰入金では、一般会計からの繰入金28万7千円を追加いたしました。

町債では、災害復旧事業債として120万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。簡易水道施設費では、湯原地区と災害復旧にともなう水質検査として21万2千円、災害復旧工事に127万5千円をそれぞれ追加し、総額148万7千円増額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第5

議案第60号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第60号 工事請負契約の締結について、でございますが、これは、若桜処理区機械設備更新工事の工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきましては、1. 工事名 若桜処理区機械設備更新工事（H30）。

2. 工事場所 八頭郡若桜町大字赤松。

3. 契約の相手方 大阪市淀川区宮原三丁目

4番30号、三機環境サービス株式会社大阪営業所 所長 立花 久生。

4. 契約金額 金72,360,000円

5. 契約の方法 制限付一般競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 議員（山本安雄）

はい。

#### 議長（川上守）

5番、山本安雄議員。

#### 議員（山本安雄）

制限付一般競争入札ということで、普段あまりやらない入札方法ではあるんですけども、この入札に、応募された業者は何社あったのでしょうか。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、担当課長の方に答弁させます。

#### 農林建設課長（佐々木明仁）

農林建設課、佐々木でございます。山本議員のお尋ねですけれども、応募は1社のみでした。

#### 議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第6

議案第61号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第61号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、平成30年7月4日、町道吉川小学校線において、水路を覆うために設置されたコンクリート製の床版が、雨で増水したことにより押し上げられており、その上を自動車が走行したことで、車両に損傷を与えたことにより、損害賠償を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時、休憩します。

午前 9時47分 休 憩

午前 11時40分 再 開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第58号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第4号）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第58号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第4号）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第59号平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第60号 工事請負契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第61号 損害賠償の額を定めることについて、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第6回若桜町議会臨時会を閉会します。

午前11時43分 閉会